

第 51 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

第 51 回

食料・農業・農村政策審議会企画部会

日時：平成27年2月13日（金）14：30～16：35

会場：農林水産省 講堂

議 事 次 第

1. 開 会

2. 新たな食料・農業・農村基本計画について

食料・農業・農村基本計画骨子（案）について

3. 閉 会

【配付資料一覧】

議事次第

配付資料一覧

企画部会委員名簿

(新たな食料・農業・農村基本計画骨子関係資料)

資料1 新たな食料・農業・農村基本計画について

資料2 新たな食料・農業・農村基本計画骨子（案）のポイント

資料3 食料・農業・農村基本計画骨子（案）

(委員提出資料)

資料4 委員提出資料（近藤委員、山内委員）

資料5 地方意見交換会について（報告）

14時30分 開会

○政策課長 定刻でございますので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会企画部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙中にも関わりませずご参集をいただき、誠にありがとうございます。本日は、伊藤委員、小泉委員、小林委員、近藤委員、武内委員、萬歳委員、松永委員、三石委員及び藻谷委員が所用によりご欠席となっております。また、松本委員が所用により後刻からのご出席と伺っております。現時点での出席委員数は8名でございます。食料・農業・農村政策審議会令の規定による定足数を満たしておることをご報告いたします。

なお、本日の企画部会は公開されております。

それでは、この後の司会は中嶋企画部会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○中嶋部会長 中嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の会議は16時30分までの予定で、議題は新たな食料・農業・農村基本計画についてです。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に移る前に配付資料の確認等について事務局からお願いいたします。

○政策課長 カメラの方は恐れ入りますが、ここで退室をお願いいたします。

(カメラ退出)

○政策課長 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配布資料一覧の紙をご覧くださいければと思います。

本日の配付資料でございますが、議事次第、配付資料一覧の紙、企画部会の委員名簿に加えまして、資料1から資料5まで、資料1、2、3が新たな食料・農業・農村基本計画骨子関係資料でございます。資料4は委員提出資料ということで、近藤委員、山内委員から事前に提出いただいた意見をお配りしてございます。この他資料5では、前回ご紹介できなかった分、全国10ブロックで意見交換会を開催させていただきましたが、そのうちの7ブロックの議事概要をお配りしております。

また、委員の皆様方には参考資料を綴じた2分冊のファイルを机の上に設置しております。ご確認をいただきまして、不足しておる資料がございましたら、審議の途中でも結構でございますので、お近くの事務局員までお声がけを下さい。

また、議事録は会議の終了後、委員の皆様方にご確認いただいた上で農林水産省のホー

ムページに掲載して公表させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○中嶋部会長 それでは、これより本日の議題に入りたいと思います。

議題2、新たな食料・農業・農村基本計画については、食料・農業・農村基本計画骨子（案）について議論いたします。

それでは、順次事務局からご説明をお願いいたします。

○政策課長 本日提出させていただいておりますのは、食料・農業・農村基本計画骨子（案）に関する資料でございます。いわば文書編の資料でございます。

資料1には、新たな食料・農業・農村基本計画の全体の構成が分かるようにポンチ絵にした資料をお配りしてございます。上の方が目標・展望等ということで、自給率の目標、自給力、右側が基本計画と併せて策定する見通し等、下の方に講ずべき施策ということで食料の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興という3本柱で施策を掲げてございます。

資料2がポイントで、資料3の骨子（案）のさらに概要ということでございます。本日はこの資料3の食料・農業・農村基本計画骨子（案）を使ってご説明をさせていただければと思います。

ページをお開きいただきまして、目次が4ページございます。その次、目次の次から1ページでございます。

まず、第1ということで食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針ということでございます。食料・農業・農村をめぐる情勢と施策の評価といたしまして、（1）から（6）に整理をしてございます。

（1）高齢化や人口減少による食料・農業・農村への影響ということですが、1つ目のポツで高齢化や人口減少の影響により、国内食品市場の縮小、それから、農地なり水等の維持管理への支障が懸念されることを記述してございます。

（2）です。1つ目のポツですが、新興国の経済成長などによる世界の食料需給への影響が懸念されること、また、我が国でも気候変動の影響が既に顕在化している可能性といったこと、2つ目のポツで我が国の農林水産物・食品の輸出などグローバル化の進展についての記述をしておるところでございます。

（3）です。1つ目のポツですが、単身・高齢者世帯の増加など社会構造やライフスタイルの変化により、消費者ニーズの多様化や高度化が進行していると。2つ目のポツの最

後の方ですが、消費者と食をめぐる課題等の多様化を踏まえた対応が必要ということをご
ざいます。

(4) 農業を支える担い手など農業・農村の構造の変化ということですが、1つ目のポ
ツで農地集積の進展、法人経営体の増加、企業の参入拡大など構造変化が進展する一方、
農業就業者の高齢化など農業・農村の構造の変化が進んでいるという記述でございます。

(5) 農業・農村の多様な可能性と新たな動きでは、1つ目のポツのところで介護食品
等の新たな市場が拡大する可能性、3つ目のポツでは、ICTやロボット技術の導入など
の新たな動きといったものを記述して、多様な可能性と新たな動きということで整理をし
ておるとのことでございます。

(6) では、東日本大震災からの復旧・復興の状況ということで記述をしてござい
ます。

2が食料・農業・農村に関する施策を進めるに当たっての基本的な視点ということ
でございます。

1つ目のポツですけれども、これまで前提としていた食料・農業・農村の実態等が大
きく変化しつつあり、施策の展開に当たっての大きな転換点にあるとの認識の下、2つ
目のポツの最後の方ですが、農業・食品産業の成長産業化に向けて、以下の視点から食
料・農業・農村施策の改革を推進ということで、以下(1)から(7)を掲げているところ
でございます。

(1) ですが、農業者や関連事業者等が中長期的な視点で経営拡大等に取り組める
よう、施策の基本的な方向の安定性の確保が重要であるといったこと、(2)では、食
料の安定供給の確保に向けた国民的な議論の進化が必要であるといったこと、(3)では、
需要や消費者視点に立脚した施策の展開ということで2行目のところですが、マーケ
ットインの発想による消費者ニーズ等への的確な対応などを進める取組を後押しして
いくことを記述してございます。

(4) では、農業の担い手が活躍できる環境の整備ということで、環境の整備をして
いく必要性について書いておるところでございます。

3ページでございます。

(5) 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開ということでございます。経営
や技術、農地や農業用水等、次の世代への承継を図る取組や気候変動への対応を促
進していく必要があるということでございます。

(6) 新たな可能性を切り開く技術革新の推進、(7)では、農業者の所得の向上と農

村のにぎわいの創出ということで、農林水産業・地域の活力創造プラン等においては、今後10年間で農業・農村の所得の倍増を目指すこととされており、これに向けて、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大、6次産業化等を通じた農村地域の関連所得の増大に向けた施策を推進するというふうにしてございます。

4 ページでございます。

第2の食料自給率の目標のところでございます。

1の食料自給率でございますが、(2)にございますとおり、1つ目のポツに、「前基本計画では」と、ここでの前基本計画というのは現行の計画のことですけれども、我が国の持てる資源を全て投入した時に初めて可能となる高い目標ということで、供給熱量ベースで50%、生産額ベースで70%と設定をしております。

(3)ですが、食料自給率の目標の設定の考え方というところでは、2つ目ポツですが、消費と生産の課題が解決された場合に実現可能な姿として、主要品目毎の食料消費の見通し及び生産努力目標を示した上で、食料自給率の目標等を設定したいと考えているということをご記述してございます。

(4)食料自給率の目標の示し方というところでございます。2つ目のポツですけれども、最後のところですが、供給熱量ベースと生産額ベースの自給率の目標をそれぞれ設定と。併せて飼料自給率、エサの自給率の目標を設定したいと考えております。

(5)、(6)、(7)は飛ばさせていただきます、2番が食料自給力でございます。

(1)で食料自給力指標の考え方でございます。1つ目のポツですが、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力(食料自給力)とその動向を併せて示し、食料自給力についての国民の共通理解の醸成、食料安全保障に関する国民的議論の深化を図る必要があるというふうに考えているところでございますが、2つ目のポツですが、食料自給率は、食料の潜在生産能力を示す指標としては一定の限界がありますと。3つ目のポツですが、最後のところですが、平素からその時点における食料の潜在生産能力を評価しておくことが重要といった考え方に立ちまして、(2)で食料自給力指標の示し方でございますが、これにつきましては1つ目のポツですけれども、農地等を最大限活用することを前提に、生命と健康の維持に必要な食料の生産を複数のパターン——4パターンでございますけれども——に分けた上で、それらの熱量効率が最大化された場合の国内農林水産業生産による供給可能熱量を試算したいということでございます。

(3)では、食料自給力指標の提示の仕方ということですが、平成25年度におけ

る食料自給力指標、参考として過去からの推移等を提示したいということでございます。
8 ページでございます。

第3の食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策というところでございます。

講ずべき施策ということで申し上げますと、食料・農業・農村基本法の構成に則しまして、食料と農業と農村の3つの柱で整理をしておるわけですが、1番が食料の安定供給の確保に関する施策ということで、食料の部分に相当するわけでございます。ここでまた(1)から(6)がございまして、

(1) 食品の安全と消費者の信頼の確保というところでは、①番で食品の安全確保、国際的な枠組み、リスクアナリシスによるリスク評価なりリスクの管理を実施してまいります。2つ目のポツで、GAP、農業生産工程管理の普及、HACCPの導入に向けた環境整備等を促進してまいりますということでございます。

②が食品に関する消費者の信頼の確保ということですが、食品表示法の下、食品表示を効果的かつ効率的に監視してまいります。2つ目のポツですが、外食メニュー等の適切な表示などを推進してまいりますということでございます。

(2) で職員の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承でございます。

①であります。食育の推進を通じて日本型食生活の推進を図っていく、2つ目のポツですが、国産農産物の消費拡大に向けた官民一体となった国民運動や学校給食等における地産地消を推進していく必要があるということでございます。

②で「和食」の保護と次世代への継承というところであります。「和食」の保護・継承に向けた取組を産学官で推進してまいります。

(3) 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓といたしまして、①では、1つ目のポツですが、農業者が食品産業事業者等とも連携しつつ主体的に取り組む6次産業化や農商工連携を促進ということでございます。

②では、食品産業の競争力の強化ということで、新しい介護食品や健康管理を支援するサービス、健康サービスというふうにも呼ばれておりますけれども、こういう分野など新たな市場創出のための環境作りをしてまいります。2つ目のポツでは、食品産業の生産性向上や食品ロスの削減等を推進してまいります。

(4) では、グローバルマーケットの戦略的な開拓ということで、①では、農林水産物・食品の輸出促進ということで3つ掲げてございます。1つ目のポツがオールジャパン

での輸出促進体制を整備して、JETROによるサポート体制の充実などを推進していきますと。2つ目のポツが輸出環境整備レポート、仮称でございますが、ここの作成などにより輸出環境の整備に向けた取組を計画的に推進していきますと。3つ目のポツで日本食や日本の食文化の効果的な海外展開に向けて取組を推進していくといったことを記述してございます。

②が食品産業のグローバル展開の促進ということで、グローバル・フードバリューチェーン戦略に基づいたビジネス投資環境を整備といったことを掲げてございます。③が知的財産の戦略的な創造・活用・保護ということでございます。

(5) が様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立ということでございまして、①で食料供給に係るリスクの定期的な分析、評価等を行い、不測の事態に備えた具体的な対応手順の周知やシミュレーション等を実施していきますということでございます。

②では、海外や国内におけるリスクへの対応ということでございまして、1つ目のポツでは、穀物等の輸入の安定化や多角化などを推進していくということ、2つ目のポツでは、動植物検疫に係る検査体制の強化などを推進していくといったことを記述してございます。

10ページの(6)でございます。国際交渉への戦略的な対応ということで記述をしてございます。

2番が農業の持続的な発展に関する施策のところでございます。農業の持続的な発展のため、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくんだといった考え方の下、ここでも(1)から(8)までございますけれども、(1)が力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保ということで、①のところでは、1つ目のポツですが、法人化を推進するとともに、担い手の経営発展の段階等に応じた支援を実施していくと。2つ目のポツでは、農業法人への就農者を確保するための環境整備、それから、キャリアパスの明確化を推進していくことを書いてございます。3つ目のポツでは、経営の多角化や複合化を推進していくということでございます。

②ですが、新規就農、経営継承のところですが、1つ目のポツで就農の準備や所得の確保等への支援、それから、農業大学校や農業高校等の卒業生の就農の促進などを通じて青年層の就農を促進すると。2つ目のポツで法人等が円滑に経営継承を行うための計画策定等を推進、3つ目のポツで中間管理機構を中心として企業の農業参入を促進ということでございます。

(2) 女性の関係でございます。女性が能力を最大限発揮できる環境の整備ということで、1つ目のポツが人・農地プランの検討への女性の参画義務付けといったことを書いてございます。2つ目のポツで農業女子プロジェクトの活動の拡大などを促進していくということでございます。

(3) です。農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保といたしまして、①番では担い手への農地集積・集約化、②では荒廃農地の発生防止・解消等、③では農地転用許可制度等の適切な運用ということで、この制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進していくといったことを記述してございます。

(4) 担い手に対する経営所得安定対策の推進、収入保険制度等の検討のところでは、①であります。畑作物の直接支払交付金など担い手を対象とした経営所得安定対策を着実に推進していくということ、②では、経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度などについて検討を進めていくことについて記述をしてございます。

(5) です。構造改革の加速や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進ということで、①では、農地の大区画化等の促進、ICT、情報通信技術等の導入による新たな農業水利システムを構築していくということを記述してございます。②では、老朽化等に対応した農業水利施設の持続的な保全管理ということ、それから、③で農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策を推進していくということ、④で農業・農村の構造の変化等を踏まえた土地改良制度の検証・検討を実施していくということを記述してございます。

(6) です。需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革ということで、①が米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大というところでございます。

12ページの上でございますとおり、米政策改革の着実な推進により需要に応じた生産を推進するとともに、水田をフル活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米等の戦略作物の生産拡大を推進するというところでございます。

ポツが並んでおりますが、3つ目のポツでございます。飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物について水田活用の直接支払交付金による支援と下記の取組により、生産性を向上させ本格化を推進。品目毎の生産努力目標の確実な達成に向けて、不断に点検しながら、生産拡大を図る。また、その他の作物も併せその需給動向について必要に応じ情報提供していくということでございます。

②が畜産クラスター構築等による畜産の競争力強化、③で園芸作物、有機農作物、薬用

作物等の供給力の強化を推進するということでございます。

おめくりいただきまして、13ページ、(7) コスト削減や高付加価値化を実現する生産・流通現場の技術革新等の推進ということございまして、①では、戦略的な研究開発と技術移転の加速化、2つ目のポツで、まさに共同研究や事業化等を加速化する新たな仕組み作りを推進していくということ、②では、1つ目のポツでスマート農業の実現、それから、次世代施設園芸拠点の整備等を推進していくといったことを記述してございます。③が効果的な農作業安全対策の推進でございます。

(8) が気候変動への対応等の環境政策の推進ということございまして、①で気候変動に係る農林水産分野の適応計画の策定等を推進していくということ、②で生物多様性の保全及び利用の推進を図っていくこと、③で環境保全型農業の技術向上や普及、コミュニケーションの促進などを図っていくということでございます。

3番が農村の振興に関する施策でございます。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などを踏まえまして、関係府省の連携の下、農村の振興に関する施策を総合的に推進ということで、(1) から (3) がございます。

(1) です。多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出ということでございます。①で新たな価値の創出ということですが、農産物の加工、直売による高付加価値化、農家レストランの取組と融合した事業展開など6次産業化を推進、②でバイオマスを基軸とする新たな産業の振興、③が農村における再生可能エネルギーの生産、利用の推進、④が農村への関連産業の導入等による雇用と所得の創出ということで、農村における就業機会の拡大に関する総合的な施策の在り方を検討してございます。

(2) です。地域コミュニティ機能の発揮、多面的機能支払制度の着実の推進等による地域資源の維持、継承ということでございます。

①では、地域コミュニティ機能の維持に向けて、生活サービス機能等を集約した小さな拠点とその周辺集落とのネットワーク化を図るということでございます。②が多面的機能支払制度の着実な推進、③が中山間地域等直接支払制度の推進でございます。④で深刻化、広域化する鳥獣被害への対応ということですが、鳥獣被害対策実施隊の設置、ICTなどを用いた新技術の開発、捕獲鳥獣の食肉利用等の取組を推進するということでございます。

(3) では、観光、教育、福祉など多様な分野との連携による都市と農村のつながりの強化ということで、①は今申し上げたとおりですが、観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流の促進、農観連携とか子供の農業体験の推進、福祉農園の拡大などにより、戦略

的に都市と農村の交流を推進していく、②で都市から農村への移住・定住の促進ということですが、交流人口の増加を移住・定住へと発展させていくために、情報の提供なりお試し居住や2地域の居住の促進などの取組を推進していくということでございます。③が多様な役割を果たす都市農業の振興ということで、都市農業の振興についての取組などを掲げてございます。

4番が東日本大震災からの復旧・復興に関する施策ということで、①で地震・津波災害からの復旧・復興、②が原子力災害からの復旧・復興でございます。

5番のところで団体の再編整備等に関する施策とございます。ここでは、農業協同組合系統組織、農業委員会系統組織、農業共済団体、土地改良区について事業・組織の見直しを実施と、骨子の段階ではこのような記述になっておりますけれども、次の原案の時には、先の決定などを踏まえた書き方にしたいと考えております。

16ページであります。

第4、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項ということで、(1)から(5)までございます。

(1) 政府一体となった施策の推進ということで、国はもとより地方公共団体等々それぞれの関係団体等の適切な役割分担の下、施策を総合的かつ計画的に推進すること。2つ目のポツですが、関係府省の密接な連携が不可欠、内閣総理大臣を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部を活用して、政府一体となって取り組むこと。(2)が施策の進捗管理と評価をし、翌年以降の施策の改善に反映をしていくこと。(3)財政措置の効率的かつ重点的な運用、(4)で国民視点や地域の実態に即した施策の決定、(5)で効果的かつ効率的な施策の推進体制ということで、それぞれの事項を掲げているところでございます。

以上、骨子(案)の説明でございました。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、これより意見交換を行いたいと思います。時間はおおむね1時間半と見込んでおります。発言の際には挙手をしていただきまして、私から指名させていただいた後にご発言をお願いいたします。おおむね2名もしくは3名ぐらいで区切って、事務局よりお答えいただくという進め方をさせていただきたいと思っております。

それでは、どなたからでも結構でございますが、山内委員、お願いいたします。

○山内委員 ありがとうございます。

資料4に意見を添付しておりますので、参照してお聞きいただければと思います。意見3点申し上げます。

1つ目は、前回の基本計画の総括、まとめ、評価が必要ではないかという点でございます。

この5年間、農業の担い手減少、耕作放棄地の増加など農業生産の縮小が進んでいると認識しております。そして、国として地方自治体と一緒にこういった現状に対して様々な政策を実施されたということも理解しておりますけれども、この計画に沿って何をを行い、具体的にどのような成果があり、何がまた十分でなかったかについて方針、計画策定の前にきちんとまとめて評価をしていただきたいと。その内容を記述すべきだというふうに考えます。

本日の案の4ページ、自給率目標の点におきまして数字目標の乖離について触れておりますが、一部の結果だけでは全体が見えませんが、全体像をまとめてふりかえりをお願いしたいと思います。

1ページのところに基本的な方針がございまして、その1に情勢と施策の評価というタイトルはあるんですけども、本日拝見しましたところでも情勢の変化についての記述が圧倒的に多くて、評価の点が見えないと思います。従いまして、分けて記述いただけないかというふうに思います。

2点目は食料自給率の課題設定についてです。

5ページ目からです。特に(5)食料消費及び農業生産の課題が書かれていますが、まず、1に食料消費に関する課題が書いてあって、その次に農業生産の課題になっています。しかし、私は食料自給率向上に向けて最も大切なのは農業生産の維持、向上をいかに図るかということでありまして、これは順序が逆ではないかと思えます。そして、食料自給率向上を図っていくためには、縮小しつつある日本の農業問題の解決、すなわち農業者、農地、農業技術に関する政策の強化が最重点課題だと考えますので、まず農業生産に関する課題を先に書いて、それから食料消費の課題を書く方が良いのではないかというふうに思えます。同じページの(6)も同様でございます。

それで、(5)、(6)それぞれのところにまず農業生産の課題を書いていただきまして、そこには2ページの2の(3)ですね。ここに書かれている需要や消費者視点に立脚した施策の展開のところにもっともな消費者の視点に立っていただくとか、需要を大切にするという視点がありますので、これを最初に農業生産に関する課題のところを書いて、

具体的に記述されてはいかがかと思えます。

それから、別の点ですけれども、今の5ページのところの食料消費の課題の1点目に加工食品の原料原産地表示の点を書いてありますが、私はこれより、このことがどれだけの効果をもたらすのかという点から言いますと、その下の方に書いてあります例えば中食、外食、加工食品での国産農産物の拡大などが大きな影響を持っているというふうに思えますので、原料原産地表示よりも先にこの点について記述すべきではないかというふうに考えます。

3点目、食料自給力の問題です。

今まで何度も申し上げておりますが、私はやはり今回の政策の基本は国内農業生産力の現状を正しく評価して、今後の課題と目標を明確にすることだというふうに思っております。そして、国民に広く理解していただきたい点はこの点で、そのために食料自給力という指標が使われるべきだというふうに考えます。今回の計画で最も注意すべき点は、国民が自給力の意味を正しく理解できるかどうかということにかかっていると思えます。過去カロリーベース食料自給率の数値のみが独り歩きをしてしまったことを鑑みましても、今回使おうとしている食料自給力という言葉の内容が正しく理解されないままに広がってしまうということは非常に無駄であり、新たな認識の齟齬が発生することは避けたいというふうに考えます。

従来はご存じのように、食料自給力はこれも繰り返しになりますが、農業者・担い手、農業資源・農地、農業技術の3つの要素で構成されるというふうに説明されてきましたので、最初にこれらの要素の現状を示すことが必要だというふうに思えます。その上で、今回の案で使用されている食料自給力については、国内のポテンシャルを示す能力の意味で、英語ではfood self-sufficiency potentialということだそうですが、これを直訳していただいて食料の潜在生産能力とすることが分かりやすいものになるというふうに思えます。

食料自給率についても、やはり結果の数値だけが独り歩きしてきたというふうに感じております。問題なのは、その結果がどのようにして導き出されるかということで、そのプロセスが大切ですので、次の5ページの表を付けておきましたけれども、このようにまず食料自給率の分子である国内食料生産努力目標を示し、その次に自給率の分母である食料消費見通しを示して、その割り算をすると、その結果として自給率目標が出てくるんだということが分かるように示していただくことがよりこの問題を多くの方に分かりやすいよ

うにするという方法ではないかというふうに思いますので、ご検討をお願いしたいと思
います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、市川委員、お願いいたします。

○市川委員 説明ありがとうございます。今のご発言にかなり近い内容を含むので、続
けて発言した方がいいかなと思いました。

資料の1ページ、食料・農業・農村をめぐる情勢と施策の評価で、情勢と施策の評価を
きちんと一番最初に据えられたということは、大変重要なことだと思っています。企画部
会でも昨年しっかりと施策の検証を行ってきておりますので、是非そのところは書き込
んでいただけたらと思います。その時に情勢と施策の評価というのは、書き分けた方がや
っぱり読みやすいというふうに私も思っておりますので、是非書き分けていただけたらと
思っています。

2つ目、2ページの食料・農業・農村に関する施策を進めるに当たっての基本的な視点
ということで、その(1)、施策の安定性の確保という言葉が出てきております。これ
も大変重要なキーワードだと考えておりますので、ここもきちんと書き込んでいただきた
いと思っております。

それから、その下にある(2)の食料の安定供給の確保に向けた国民的な議論の深化と
いうことで、内容的には理解をするのですが、このままの文章で議論を深めるというふう
にしていくと、いわゆる食料自給力を無理に導くような方向に無理に行くというのは、ち
ょっとどうかなというふうに思っております。ここの書きぶりは是非冷静な書きぶりを期
待したいと思います。日本においては、国内の農地だけで、今の私たち国民の食料需給を
満たすのは本当に事実上不可能だというのは、これは当たり前のことです。そのために何
が必要なのかと、こういう議論はもう企画部会でも何回もしていることですので、是非国
民に知らせるといふ時には、そういう輸入の安定化だとか備蓄だとか多角化だとか、そう
いうことも是非情報としてきちんと入れ込んでいただきたいと思います。

それから、5ページの(5)の食料消費及び農業生産の課題の①のところで加工食品の
原料原産地表示のことが出てきます。私は食料消費に関する課題と、その下にある②の農
業生産に関する課題は、これ先ほど山内委員からもおっしゃいましたけれども、順番を入
れ替えるべきだろうと思っています。まず、農業生産に関する課題の方が先にあるべきだ

ろうと思います。

それから、加工食品の原料原産地表示について、表示というツールを駆使してまでも自給率を上げたいという思惑は、是非発想の転換をしていただきたいと思います。その下の（６）の食料自給率向上に向けて重点的に取り組む事項ということで、ここにも加工食品の原料原産地表示というものが出てきますけれども、表示に頼って自給率を上げるというよりは、加工業者が必要とするようなしっかりとした農産品を作るというそちらの方がより重要ではないかと考えております。

それから、８ページの１の（２）の食育のところですがけれども、その（２）の下の②で「和食」の保護と次世代への継承ということがあります。「和食」の保護、継承、大変重要なことだと私も思っています。ただ、優れた栄養バランスの科学的解明というところでちょっと引っかかるものがあります。「和食」というのには、どうしてもやっぱり塩分というものがついて回るわけで、日本人は世界的に見ると、やはり塩分を多く摂っている集団に位置しているというのは、これはもう皆さんもよくご存じのことだと思います。日本人の塩分摂取量が多いというのが私たちのいわゆる食文化にも由来しているのではないかと考えると、単に優れた栄養バランスと言ってしまってもいいのかちょっと引っかかるところです。

それから次、９ページの（４）グローバルマーケットの戦略的な開拓というところで、２つ目の丸ポチのところに戦略的な検疫の協議というものが出てきますけれども、是非輸出を積極的に行いたい事業者の人たち、生産者の人たちが植物検疫のところで困ることがないように、国際植物防疫条約のようなところの国際基準というものを日本もそれに沿った対応をとれるようにしてあげることが重要ではないかと思えます。そういうふうなこともちょっと書いていただけるといいのではないかと思います。

それから、１４ページの（２）の地域コミュニティ機能の発揮のところですがけれども、②、③多面的機能支払制度と、あと中山間地域などの直接支払制度、この直接支払制度というのは事後検証というものが多分やりやすい制度だと思いますし、あと、これも企画部会の中でも発言している内容ですがけれども、国民から見た時に似たような制度だということで、これこのまま似たような制度を並行して走らせるのか、あるいはもっと制度の仕組みというのをシンプルに分かりやすい方向に持っていくのか辺りまで見据えたような書きぶりがあったらいいのではないかと思います。

長くなりました。以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、藤井委員、この後事務局の方からご返答いただきます。

○藤井（雄）委員 それでは、8ページから発言させていただきます。

まず、グローバルマーケットの戦略的な開拓について、輸出環境整備レポートというのが出ています。やはりまずこれからどんどん輸出していこうという時に、情報の確保というのが非常に重要になってきます。ここを強力に推進していただきたいと思います。また、②の方で日本発の食品安全に関わる規格、認証を国際的に通用するように、国際的に通用するものやっていくというよりは、日本発の仕組みというのもいろいろあるので、これをしっかり国際的に通用するように働きかけるという努力もしていただきたいなというふうに思います。また、地理的表示保護制度、この辺りもこれからアジアで戦っていくために非常に重要な観点になります。是非戦略的・長期的にこのグローバルマーケットの開拓については取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、（5）の②の部分になります。海外、国内におけるリスク等の対応ということで、昨今本当に今、北海道、アジアの観光客の非常な増加があります。旭山動物園でも本当に中国語が8割ぐらいを占めているんじゃないかというぐらい増えております。その中でやはり防疫体制というのが非常に今後重要になるかというふうに思います。国内での防疫体制の強化というところには是非農場HACCPの推進という文言を入れていただきたいなというふうに思っております。

次に、人についてのところになります。

近藤委員の資料の方にも人についてのことが書かれております。やはり人材の確保、そして、人材の育成というところをどのようにやっていくのか、もう少し踏み込んだ内容を整理していただきたいなというふうに思います。

それで、10ページの2番の（1）の②新規就農や経営継承、企業の農業参入の促進というところで、農業法人等における実践研修等への支援という文言がありますが、これは農の雇用制度についてのことなんでしょうか。ちょっとそこについて確認したいということです。実際この企画部会の方でも何度も発言させていただいていますけれども、やはり農業高校や大学あるいは農業大学校と生産の現場をいかに結び付けるかということが非常に重要なことかと思えます。なかなか官庁が違うと、省庁が違うということで難しいところもあるのかもしれないですけれども、是非この就農の促進というところで橋渡しの役目をしていただきたい。例えば学生を農業法人で研修させるというところの旅費であったりと

か宿泊費とか、そういうところを補助して積極的に促進していくとか、そういったところの具体的な策を是非考えていただきたいというふうに思っております。

次に、飼料米について12ページになってきますけれども、やはりこれは出口のところで、我々畜産農家がいかに使うことができるかというところも非常に重要な観点かと思えます。飼料米の競合になるのが輸入トウモロコシでして、価格が高騰している場合はいいのかもしれないですけれども、非常に大きく変動するということですので、ここはかなり弾力的な対応をしていかないと、なかなか難しいところがあるのではないかなと。畜産農家はキロ当たり何千単位でエサの設定をして、いかにコストを抑えていくかということをしております。そういった意味では、国際価格の変動に併せてどのように対応していくのかということが必要かと思えます。

また、畜産農家に対するメリットというところで、やはり傾斜をかけてメリットを創出していかないと流通、加工、保管のインフラが整備できるまで、あるいは技術的なところの整備ができるまでなかなか出口のところで推進が進まないのではないかなということがありますので、強力に支援が必要かと思えます。

次に、畜産クラスターですね。近年、バター不足という話も出てきております。やはり現場では、牛の不足というのが非常に大きな問題になってくるかと思えます。性判別精液、受精卵の利用、このとおりでと思えますが、ここを本当にしっかりやっておかないと、牛乳に関しても今720万トンとかいう生産量が700万トンになって、もう600になってしまうというのが本当に近い将来あり得る現実というふうに捉えておりますので、やはりこの牛の問題は強力に解決に向けて動いていただきたいというふうに思えます。

また、労働力の問題というのも大きな問題になっておりますので、ここに書かれていること、畜産クラスターという形で総合的に収益性も含めて支援していただきたいというふうに思えます。

あと最後です。再生可能エネルギーの関わるところで、基本的にはFITの運用が基礎だとは思いますが、やはり環境整備の面で非常にまだまだ必要な面がありますので、是非ここも推進していただきたいと思えます。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、担当の方々からご発言いただきたいと思えます。

○政策課長 山内委員と市川委員から冒頭の第1の1のところで、食料・農業・農村をめ

ぐる情勢と施策の評価のところにつきまして、まず施策の評価についてしっかり書き込めといったこと、それから、情勢と評価を分けて書くべし、書き分けるべしといったご意見をいただきました。

ご意見の中にもございましたけれども、去年この企画部会で評価については随分議論をしていただいたところでございますので、記述の仕方について工夫をしていきたいと思っております。

それから、自給率のところでは加工用食品の原々表示と農業生産の書きぶりとの順番についてのご意見もいただきました。この順番問題につきましても、ちょっと事務局で検討させていただきます。

それから、市川委員から8ページの食育のところ、8ページの第3の1番の(2)の②のところ「和食」について優れた栄養バランスと書くのはいかがかというご指摘がございました。いずれにいたしましても、科学的に解明していくというのが課題だと思っておりますし、現在そのプロジェクトも進めているところでございますので、そういう事実も踏まえながら書きぶりについて工夫できるかどうか検討したいと思います。

○食料安全保障課長 続きまして、食品安全保障課でございます。

山内委員からご意見のございました自給力関係でございます。食料自給力ではなくて、食料の潜在生産能力という呼び名にしてはどうかと、こういうご意見でございますけれども、この審議会でもるご説明してきましたように、食料・農業・農村施策審議会ができる前の農政審議会の時代から食料自給力、これが潜在生産力というものを意味するという事で、これまでずっと定性的な議論を重ねてこられまして、今般、今回の次期基本計画のこのタイミングで指標化ということを行いたいということでご提案させていただいております。そういった意味で、これまでの用語の使い方との連続性ということから、食料自給力ということで表記をさせていただければと思っております。

ただ、以前から山内委員にご指摘いただいておりますように、この食料自給力という言葉が食料の潜在生産能力を表すんだということがきちんと読む人に伝わるように、今日の資料の1でも食料自給力の後に「(食料の潜在能力)」と、こう注釈を付けさせていただいておりますし、また、本日お配りしました資料3の6ページの2の(1)の「我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力」と書いて、これが食料自給力なんですよ、こういうふうに随所に誤解のないようにということ言葉の定義を明らかにさせていただいております。こういった形で誤解のないように、この言葉を使わせていただくようにさせてい

ただければというふうに思います。

それからあと、食料自給率についてです。資料4の5ページでお示しをされたような自給率については分母、分子が分かるような示し方ということでご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、数値を発表する時にどういのお示しの仕方が良いのかということをもたまた工夫させていただければというふうに思っております。

申しわけございません。ちょっと飛ばしまして、ごめんなさい。すみません、戻っていただきまして恐縮でございます。市川委員からご意見のございました2ページの2の(2)の食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化、このところの書きぶりについて冷静な書きぶりをと、こういうご意見を頂戴いたしております。いずれにいたしましても、食料の安定供給、基本法でも国内生産の増大を基本としつつ、輸入と備蓄を組み合わせさせてやっていくべきと、こういうふうに基本法の方で定められておりました、自給力のくだりににつきましては、第1のこの部分、それからあと、第2の自給力自体の部分、そういったところで記述するところがございますので、基本計画全体として委員ご指摘のような誤解が生じないようなバランスのとれた書き方ということを工夫してまいりたいというふうに思っております。

すみません、以上です。

○消費・安全局長 消費・安全局です。

市川委員の方から5ページの原料原産地のことについてご指摘ございました。原料原産地について食品表示法の下で消費者庁が中心になって検討を進めております。もちろん委員ご指摘ございましたけれども、これは加工業者だけではなくて、もちろん農業生産者、そして消費者、こちらにとっても役に立つというか、それぞれ主張できる、そのメッセージをまた最終段階の消費者の方にも伝えることができるという役割を持っておりますので、そちらの方も踏まえて、消費者庁の検討になりますけれども、それもしっかり農林水産省として対応していきたいというふうに考えております。

それから、同じく市川委員から植物検疫についてご指摘がございました。これは委員ご指摘のように、IPPC、国際植物防疫条約、この下に検疫協議、輸出国と輸入国の植物上の検疫、植物防疫について病虫害が移動しないように協定を結んでおります。日本もこの協定に積極的に参加してございまして、その下で対応していきたいと思っております。もちろん人的にもそちらの事務局の人を農林水産省から出しているとか、そういう国際的にも貢献して、しっかりと植物防疫を対応していきたいというふうに取り組んでございまして。

それから、藤井委員の方から動物に関する防疫体制のご指摘がございました。これはもちろん国際的、国境を越えた鳥インフルエンザであるとか口蹄疫であるとか、こちらについてももしっかり対応しておるところでございますが、ご指摘の特に農場HACCPですね。衛生管理の向上についてももしっかり対応していきますので、こちらの方も本文の記載の方もいろいろ考えてまいりたいと思います。

○食料産業局審議官 食料産業局でございます。

藤井委員の方からいくつかございました。輸出については、ここにまず骨子でございますので、いくつかのポイントを書いてございますけれども、また本文になりましたら、もっと書き込ませていただきたいなと思ってございます。戦略的に例えば藤井委員の関係しています畜産の関係なんかも含めて、品目別の輸出の団体をオールジャパンで作るといったところも進めてございますし、そういうところで皆さんお集まりになって戦略的に優先順位を考えながら取組を進めていくと、そういった取組でございます。

それから、併せましてG Iのお話がございました。G Iは基本的にはまず国内における知的財産としての活用でございますけれども、併せて委員おっしゃるように海外においてそれを商標登録するような形で、海外における知財の保護ということにも資するものでございますし、現在、その下のポツにも書いてございます新しい農林水産省の知財戦略というものも現在改訂中でございます。こういった中で海外のことも意識した記述をしていきたいなというふうに考えてございます。

それから、日本発のHACCPを念頭に置いた衛生管理の規格作り等について言及ございました。これはもちろんまず国内におけるHACCPを中小も含めて進めていきたいという気持ちと、それから、どんどんものの流れが輸入、輸出も含めて、いろんな階層構造の中で国内の企業も含めて、そういった国際的な規格に対応していかなきゃいけないということの中で輸出も進めていきたいと、そういったいろんな観点も含めて、やはり国際的なルールメイキングにも参加したいと。その前提として、やはりまず国からも我が国発のものも作っていくと、そういう中で人材も育てていきたいといったいろんな狙いを込めてやらせていただいておりますが、そういったこともここに含めて書きたいなというふうに考えてございます。

それから、一番最後に再生可能エネルギーについてF I Tを前提ということでございますけれども、もちろんソフト的な部分の支援とか、それから、昨年作りました農山漁村における再生可能エネルギーの導入の推進のための法律、これも各市町村で計画作り等も今

どんどん進めてございますので、そういった総合的に進めてまいりたいなということでございます。

以上でございます。

○生産振興審議官 生産局でございます。

藤井委員から飼料米と畜産クラスター、実はご指摘いただいたような認識はございまして、例えばクラスターのところでも畜産の収益性を向上させる取組と書いてあるとか、その下の段落でも労働負担軽減というようなことで、骨子ということで短く少し表現が、飼料米のところもそういう点では、水田活用の直接支払交付金の他に下記の取組というようなことでご指摘いただいたようなインフラ面のこととか、流通コストの削減なんかの中には短く書いてありますけれども、意識としてきちんと同じ認識をしております。そういう点では、本体のところではもう少し骨子より長く書きますので、しっかり記述をしていきたいというふうに思っております。

たいというふうに思っております。

○経営局審議官 経営局でございます。

藤井委員から人材確保、育成についてお問い合わせがございました。ここの10ページの2の(1)の②に出てくる農業法人等における実践研修等への支援というのは、これは基本的には農の雇用の事業のことを表しているところでございますが、その後ろの文章にもございますように、農業大学校や農業高校等への卒業生の就農の促進、こういったこともやっていたらなければいけないだろうということで、実はもう去年の段階から農林水産省と文部科学省の間でそういう意見交換の場を設けております。おっしゃるようなインターシップという形で農業体験ができるようなこともやったり、いろいろやっているんですけども、意見交換で分かってきたことは、まず農業高校の先生方の意識がまだ就農を前提とした教育課程だという意識ではなくて、教養を身に付けるといいますか、進学した方がまだいいじゃないかと。就農するよりは進学した方がいいじゃないかという意識で教えておられる先生方が多いということでございますので、そこのステップアップをどうやるか、例えば農業系の大学に行かれるとか農業大学校に行くという方向での位置付け、意識付けというものが重要だと思っております。そうした方向で取り組んでまいりたいと思います。

○農村振興局長 農村振興局でございます。

市川委員から中山間地域等直接支払制度と多面的機能支払制度に関するご意見がございました。これは、この企画部会でも従前ご説明いたしましたとおり、それぞれ成り立ち、

内容、考え方も異なっておりまして、中山間地域等直接支払制度は中山間地域等の生産条件の不利性を補正する交付金であると、それから、多面的機能支払制度、これはもともと農地・水保全管理支払い等と称しておりましたけれども、地域資源の管理を行う共同活動を支援する制度ということで、それぞれ性格等が異なっております。

ただ、昨年、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」という法律が制定されました。これが27年度から施行されます。1つの法律の下にこれらの交付金、それと環境支払いと称している環境農業に関する交付金がございますが、その3つが1つの法律の下に統合されまして、例えば市町村が計画を立てる仕組みになっておりますけれども、それが1本の計画ということになっております。そういったこともなされましたので、今後できるだけ現場で使いやすく、分かりやすい運用をしていくということでこれら制度のさらなる普及推進に努めていきたいと考えております。

○中嶋部会長 一通りご返答いただいたと思いますが、今ご質問された委員で、藤井委員はこの後退席されますが、よろしいでしょうか。

それでは、続けて山口委員、お願いいたします。

○山口委員 これまでの議論の中で随分網羅的にいろんなコメントをさせていただきましたので、今日は比較的今までに触れることが浅かった部分について3点ほどお話をしたいと思っております。

まず1点目は、この骨子の13ページ辺りに技術革新の部分がありますけれども、この技術革新の早期取組、情報開示、国民的理解醸成と、こういった辺りについてまずお話をしたいと思っております。

革新的技術というのは、品質向上や生産性の向上、付加価値アップあるいは競争力の強化、そうしたことに当然のことながら不可欠なものであります。その技術というのが革新的であればあるほど開発にも時間は当然かかりますし、それから、国民的な理解を得るという意味でも時間を要するのが一般的だと思います。従って、そのテーマアップを早くすること、それから、その情報開示を早期にすること、グローバルな開発競争に先駆けてこの2つを並行してやっていくということが非常に大事だろうと思っております。

そのためには、行政のリーダーシップを強力に発揮していただくことと、それから、それをしっかりとマスメディアの方に分かりやすく、偏りのない情報伝達をしていただくということが社会全体として非常に大事だろうと思っております。この骨子の中にもいくつか技術の事例がありますけれども、例えばロボット技術と農業とか、ロボット技術と医療・介護

現場での安全性の問題あるいは品種改良技術と安全性の問題、あるいはICT技術とそのセキュリティ確保の問題、いずれも今申し上げたようなことを含んでおりますので、是非そういう観点から革新的技術を早期から具体的な議論を進めるということを入れていただきたいというふうに思います。

それから、2点目は骨子の9ページのところに食品産業のグローバル展開の関連の記述があります。今お二人の委員の方からもあったように、私も同趣旨のことを感じるんですが、日本食の世界的浸透、普及、これはユネスコ文化遺産登録を機にして一層拍車がかかってきて、これは我々関係者としても非常に嬉しいわけでありまして。これを更に浸透させるというためには、日本の食材がどこでも容易に調達できる、まがいものでない本来の「和食」が調理、提供されるということが非常に大事だろうと思います。

しかし、現状でいいますと、食材に関して規格の彼我の違いがあって、日本の食材が輸入あるいは現地生産できないというようなことが間々あるようであります。従って、日本の食材の規格認証について早急にグローバルスタンダード化を進めると、「和食」文化の普及、円滑化につなげていくということを是非お願いしたいと思います。

それから、3点目、骨子の8ページ辺りに食育推進あるいは「和食」の保護・継承のことが語られていますが、ここまでのところで私も食育に一部絡みましたが、学校教育での食育というのは随分関係者のご努力で一定の成果が上がってきているというふうに思います。今回の「和食」の保護・継承についても、その周辺では同じような努力が続けられ進むだろうというふうに思います。

私一番問題だと思うのは、家庭でそういう部分が崩れつつある、その部分について手を打つことが非常に大事だろうと思います。そういう意味で、学校で学んだ生徒が家庭でそういうことを導入するような、そういう流れを作ることもあるかもしれませんし、あるいは東北なんかで例の復興の部分について、この食関連の活動をしてみますと、やっぱりコミュニティからそういう家庭にそういう事柄が浸透するというような可能性も随分感じられますし、あるいは成人教育かもしれませんが、いずれにしてもそういうことを具体的に想定して、家庭での食育に当たる部分あるいは「和食」の継承に当たる部分、これが進むような具体策を組み込んでいただくということが非常に大事ではないかと思います。

以上、3点であります。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、藤井委員、お願いいたします。

○藤井（千）委員 私、3点意見を言います。

資料3をざっと目を通したところ、直観的な感想ですけれども、新しい基本計画のテーマというか目指すべき目標というのが見えにくいなと思うんですよね。やはりテーマというか、そういう目指すべき目標というのは必要ではないでしょうか。新聞でいうところの見出しですよね。見出しのない新聞なんてとても読めないと思うので、多くの国民の心をつかむには、やっぱり見出しが必要だと思うんです。

その見出しというのは、2ページに食料・農業・農村に関する施策を進めるに当たっての基本的な視点、ここの基本的な視点というところがテーマなのかなと思います。今回のテーマというのは農業を成長産業にするんだということという位置付けではないかなと私自身は認識しているんですけれども、そのメッセージ性が弱いと思うんですね。

5年に一度の基本計画策定なので、まず、日本農業の目指すべき姿を書いて、そして、そこでまた齟齬がいろいろ出てくると思うんです。それに対してはこういう対策をするんだという説明があればいいと思います。

そして、資料1を見ますと、左上に評価が書いてあるんですね。先ほどもいろいろ評価については皆さんご意見されてきました。私、基本的な視点が最初だと思うんですよね。まず基本的な視点を打ち出して、そして、その背景に今の現計画の評価だったり現状の分析だったり情勢だったり、そういうのが出てくる。じゃないと、いろんな説明をしてちょっと視点はこれかなというのを書いているような気がします。やっぱり一人でも多くの国民にすんと、これはこういうことですよとすんと腑に落ちるような見せ方をしないといけない、表現の仕方をしないといけないと思います。

その次、資料3の8ページから講ずべき施策というのが3つの分野に分けて書いてありますけれども、ここも私は資料1のチャート図を見ていますと、まず食料の安定供給の確保のところで、3番目、4番目を1、2番目に置いた方が訴える力はあると思います。

1番目と2番目の食品の安全とか食育というのは、これはとても大事なことで、国民に対して、消費者に対してとても大事なことですけれども、これは現在もずっと進められてきているわけですから、1、2番目には生産・加工・流通を通じた新たな需要の開拓、グローバルマーケットの戦略的な開拓、成長産業に向けてこういうことをやっていきますよ、という形で書く。続く形でそのためには食品の安全とか食育とかいうのは、もうより力を入れてやっていきますよという説明の仕方の方がすんと来るのではないかなと思います。

それから、資料3の10ページ、2の施策の(2)の女性が能力を最大限発揮できるとい

うところで、これまで現計画のように担い手の中に一緒に女性農業者を入れてあるんじゃないかと、新たにこういうふうにしてこま立てしていただいたというのは非常に私は評価できると思います。

ただ、ここは「女性が能力」じゃなくて女性農業者なんですよね。その下の人・農地プランの検討、これも女性農業者なんですよ。基幹的農業従事者のうち女性農業者が40数%占めていても、なかなか活躍する場が少ないというところは、やはりここは「女性が能力」じゃなくて女性農業者というところを明確に打ち出していきたいなと思います。

ただ、そしてここに2つポツが書かれていますけれども、これは今でも、これまでもやってこられた政策であって、展開してきた政策であったかなと思います。女性農業者への政策というのは予算も含めていろんな対策がとられてきているということは、私は非常に理解しています。しかし、女性が経営に参加したり運営に参画したりしたところは非常に業績がいいんだというアンケート結果、調査結果があるにも関わらず、なかなか女性がそういうところに進出していっていないと、進出できないという現状があるわけですよ、政策を展開してきても。だから、ここで私が書き込んで欲しいのは、女性農業者が活躍しにくい、手を挙げにくいという阻害要因を早急に洗い出して、それを排除することです。それがなくて、いくら数値目標を掲げたり、女子プロジェクトをどんどんやっていったりしても、それはもうその時限りで持続可能なものにはならないような気がします。

以上、3点です。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、香高委員、お願いいたします。

○香高委員 今回の骨子に関しては、これまでの議論を相当程度集約するような形でまとめていただきまして、大変感謝申し上げます。

骨子のたて付けに関しては、基本的にはいいと思いますが、今、藤井委員がおっしゃったように私もほぼ同じことを実は思っております。基本的な視点というところをいかに多くの人に共有してもらおうかというような努力は、必要ではないかと思います。ポイントは成長産業化、それから、ちょっと言葉は悪いですけども、猫の目行政と批判されていることからの脱却、マーケットインの発想への転換、担い手が活躍できるようにすることと所得の向上に向けた施策、この辺りのことだと思います。この基本的な視点のまとめ方というのはすごくいいと思うんですが、それをいかにアピールできるかというところにかかっていると思いますので、そこのところをもう一工夫していただければなと感じま

した。

基本的な視点に書かれているように、実態が大きく変化し、施策の転換点であるという
ような認識とか意義付け、それから、成長産業化に向けて改革を推進するというような意
気込みを明確にしたのは大変いいのではないかと思います。

ちょっと前後しますが、情勢と評価については市川委員、山内委員初め多くの方が指摘
されているように、情勢と評価が必ずしもセットになり切っていない部分があると思いま
す。情勢だけが書かれている部分、評価だけが書かれている部分がポイントなんかにもあ
ります。これ数を合わせてそれぞれ3と3にしているようなので、一定の何か配慮がされ
た上での書き方とは推測しますけれども、やはりそれぞれ深掘したということを明記する
必要はあるのではないかと思います。

今回ずっと我々がテーマとして考えているのは、少子高齢化の問題が顕在化した中での
農業を今後5年間どう考えるかという視点なので、評価のところでも少子高齢化問題につ
いての大括りの評価をしてもいいのではないかと思います。高齢化や人口減少といった日
本社会一般の話は触れているんですけども、農業人口の減少というような言葉は見当た
りません。農業のみならず食品産業分野でも人材の確保の困難さが増すというような書き
方で示唆はしていますが、このような、焦点を若干ぼかしたような書き方で果たしていい
のかどうか。もうちょっと状況は深刻なのではないかなと受けとめています。集約化、効
率化で克服できる部分があるのであえて避けたのであれば、またそれは別の議論になりま
すけれども、そうであっても、それはそれとして農業人口の減少が一段と懸念されてい
ることを明確に書き込むべきだと思います。農業界で言うところのチョンチョンかっこの若
手だと思いますけれども、すなわち49歳以下の基幹的な農業者が1割にも満たない現状を
この段階でちゃんと強調して、この状況が続くとさらに産業の衰退が懸念されていると指
摘し、農業界への人材確保の努力はこれまで十分な成果が上げたとは言えないときちんと
過去の政策評価をした上で、課題先進産業である農業界がこの問題に対処することが国全
体の少子高齢化社会への対応や地方創生といった喫緊の課題に対して、一つの処方箋を示
すことになるなどといった政策全体の意義付けを明確に書き込むべきなのではないかと考
えています。

それから、2点目です。

(2) のグローバルの情勢と評価では、ちょっと細かいんですが、気候変動の顕在化の
可能性とありますけれども、今後をにらめば可能性という言葉は必要ないのではないかと

思います。過度の留保表現というのは、政策の不透明さとか逃げ腰というイメージを与えかねないと思っております。それから、食の国際化についてです。インバウンドについて触れられていないので、2020年の東京五輪を控えて、日本に来る観光客へ攻めの姿勢での日本食のアピールの必要性なども骨子の中で強調するべきではないかと思っております。

それから、3ページ目の(7)の所得倍増の扱いについては、これまでの我々の指摘を受けて記載していただいて、ご努力に大変感謝したいと思います。

それから、食料安全保障と自給力のところです。

まず、食料安全保障と言葉が何気なく今も使われていますけれども、この言葉の意味するところというのをもう一度ちゃんと周知することも是非忘れないでいただきたいなと思います。国民的な議論といっても、根っこのところの食料安全保障のイメージというのが明確でなければ議論も正しい方向に行かないのではないかと思います。例えば(1)の最初に国民的議論という指摘がありますけれどもそここのところの前振りとして、これはどういう意味かという、食料の6割を輸入に頼っていて大丈夫かとか、国産の供給体制は大丈夫なのか、現在の豊かな食生活を担保するためのグローバルな視点の施策は十分かなどといったことをうまくこの文章の中でも分かりやすく書き込むことが重要なのではないかと思います。

それから、自給力のところの一番最後のところで今後毎年出しますというスケジュール感が書いてありますが、前回、農水省の方から我々の質問に答える形で人的な制約があって、今項目として出せるのは主な6品目だというような発言もありましたので、今後はこの推計の精度を高めるための努力を続けるというような文言も入れていただければなというふうに感じました。

それから、女性の活用についてです。

新たにコマ出ししていただいたのは、議論を踏まえた動きで大変感謝申し上げたいと思います。今、藤井千佐子委員からも指摘がありましたけれども、その上で女性の活躍を阻む要因として農村部に根強く残る、例えば男尊女卑の古い慣習などがある、と度々指摘されています。委員などへの登用という制度面での指摘と併せて、発言や参加を阻む見えない壁の存在やその撤廃などについても是非ここで併記していただきたいなと思います。閣議決定される文書にこういうことが書き込まれるということには大変意義があると思いますし、これまでの単なる女性活躍の推進というところから一步踏み込んだ形の政策を推進する今の国の動きとも一致するのではないかと思うので、是非ご検討をお願いしたいと思います。

います。

それから、最後に農地の現状把握についてです。

以前から議論になっている耕作放棄地と荒廃農地の問題です。今回はあえて荒廃農地という言葉を使っているようです。今後、荒廃農地を主流に使うのであれば、企画部会で示していただいたように、耕作放棄地と荒廃農地のそれぞれの定義や数値の違いを広く国民にも明示し、議論の混乱回避に是非努めていただきたいなというふうに希望します。

農地については、リアルタイムでの現状把握が難しいのは想像にかたくありません。推計に頼る部分が出るのは仕方がないというのは理解しているつもりです。ただ、農業の最も重要な生産要素である農地の稼働状況が把握できなければ、その先の議論が極めて空虚なものになるというのもまた事実ではないでしょうか。できるだけ正確に把握する作業は極めて重要だと思います。高齢化が加速し、農地中間管理機構が立ち上がったこの好機を、高齢化が好機ではないんですけれども、機構が立ち上がったこの好機を捉えて、国として過去の反省に立ってその精度を高めるための姿勢を是非明示していただきたいなと思います。

具体的には、26年度の予算で農地の集約状況を地図上で簡単に見えるようにする取組が始まっております。これを早期に生きたデータベースとして稼働させるとともに、この骨子でも農地の現状把握の精度を上げることの重要性を書き込むことを是非期待したいと思います。

それから、先ほどから消費が先か生産が先かという議論がありますけれども、今回の基本方針の一つのポイントとしては、マーケットインの発想によるということも大きな焦点だったのではないのでしょうか。それを踏まえて先ほどのところでも消費を先に持ってこられたんだと推測します。ただ、それがいきなり加工食品の表示ということでもちょっと小さい話に落とし込まれてしまったところが若干違和感を感じた原因ではないかと思います。マーケットインの発想にするためにどういう取組が必要だというような、ここもちょっと大括りなことの繰り返しになりますけれども、重要だからこれを先に持ってきているというような表現を付け加えていただくことによって、新しさということも明確になるのではないかと思います。

以上です。

○中嶋部会長 ありがとうございました。

それでは、一度ここで区切りまして、事務方からご返答をお願いします。

○政策課長 藤井委員と香高委員から記述の在り方、柱立ての整理の仕方などについてありがたいご指摘をたくさんいただきました。事務局の中でもう一度検討して、より良いものにしていきたいと思っております。

他の委員の方のご指摘にも関係するのでありますが、この骨子と比べると倍ぐらいのボリュームに原案はなるのではないかというふうに考えておりますが、その原案への書き込みに当たって、できるだけいただいたご意見、ご指摘を織り込んだ形にしていきたいと思っております。その際、ご指摘いただいたとおりのメッセージ性だとかテーマ設定といったことにもできるだけ配慮して、工夫をしてやっていきたいと思っております。

以上です。

○食料安全保障課長 香高委員からいただきました食料安全保障に関するイメージ、これが伝わるようにというご指摘でございます。今の政策課長の答弁と同じになりますけれども、成案にどのような形で盛り込めるか検討させていただきたいと思っております。

それから、自給力というご指摘がありました6品目のお話で、恐らく自給力ではなくて9ページの(5)の①のリスクの定期的な分析評価の点ではないかと思っておりますけれども、いずれにしても、こちらについてもちょっと成案の中でどういう書き方ができるかちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○消費・安全局長 山口委員の方から食材のグローバルスタンダードについてご指摘ございました。これに関係いたしますけれども、ご承知だと思いますが、コーデックス委員会の方で国際食料規格が定められておりまして、FAOとWHOの共通の設立機関ですけれども、そちらで消費者の健康を保護する、食品の公正な貿易を確保するというために設立されて、日本としてもこの科学的原則に基づいた国際的に合意された枠組みに則ったリスク管理措置を実施するというところで、規格の策定にも積極的に参加しておるところでございます。もちろんご指摘のようにいろいろあります植物検疫とか動物検疫の問題があって、輸出できないということもございます。これも輸出戦略に併せて国別に植物検疫、動物検疫を交渉していくということも併せて進めていきたいというふうに考えています。

また、グローバルスタンダードという意味ですけれども、例えば有機農産物の二国間の国際的な同等性ということも進めてきております。例えば日本の有機JASがオーガニックの概念とどう合っているかと、こういうことも進めていくというのも一つの手段というふうに考えます。当然ジャパンブランド、これについては知財戦略ということにも絡みますので、そちらの方も食料産業局と農林省全体で進めていきたいというふうに考えており

ます。

それから、食育についてもご指摘ございました。学校給食の方では比較的進んでいるのではないかと、これも文科省とも連携して一緒にやってきております。ご指摘のとおり、家庭にどれだけ入っているのかということは確かに消費者のニーズ、ライフスタイルだとか属性だとか、またさらにそういうものにもいろいろ配慮しながら食育の取組を一生懸命進めていきたいというふうに考えております。

○食料産業局審議官 食料産業局でございます。

山口委員の方から今グローバルマーケットの関係がございまして、消費・安全局長からお話しございました。私ども同じように受けとめさせていただいております。記述ですと、9ページの輸出の促進という一つの固まり、それからもう一つ、食品産業のグローバル展開の促進というこの両方の意味合いで受けとめさせていただいております。

それで、先ほど藤井委員に対するお答えでも2つ目の方の食品安全管理に関する規格作りといったものについても触れさせていただきましたけれども、それ以外にもここに書いてございますフードバリューチェーンあるいはそういったものを担う人材の育成とか、そういうことも含めて進めていきたいなというふうに考えてございます。

それから、香高委員の方からインバウンド、オリンピック・パラリンピックといったそういうものについての記載がないのではないかとのお話がございました。9ページの(4)の①の3つ目の日本食文化の効果的な海外への展開というここですみません、書き込んでございませんけれども、ここの中でやはりインバウンドみたいなものも活用した発信というものを書き込んでまいりたいというふうに考えてございます。

○経営局審議官 経営局でございます。

藤井委員と香高委員から、まず女性の能力の活用というところについてご意見がございました。ここで言う女性は、当然、女性農業者という意味でございますので、これは原案を作る際には、それを盛り込んでいきたいと思っております。

それと、女性が活躍できる環境ということでは、ここに書いてあること以外にも大きな農村の意識といいますか、そういうものがあるというふうにご指摘を受けておるところでございまして、そういうふう要因を書いていくということもあるかと思っておりますし、またはどちらかという、やっぱり男性の意識が変わらないとうまく進まない、女性を出してあげるような家庭環境になっていくということも重要かというふうに思っておりますし、その辺、どういうふう原案の時に工夫できるかちょっと検討させていただきたいという

ふうに思います。

あと、香高委員の方から農地の現状把握の話がございまして、耕作放棄地、荒廃農地のリアルタイムでの状況把握とかのためにも情報システムが必要だというお話でございました。ご指摘にございましたように、今、予算で農地情報システムの構築を図っているところでございまして、これは27年度からは実際にこの農地台帳と電子地図という形の情報がインターネットで公表できる、そういった姿を目指しているところでございます。最初の時期から全ての情報がきれいに集まるかといいますと、なかなか農業委員会の今までの活動内容によっては、うまくいくところとそうでないところとあるわけでございますが、段々とこれは毎年やりながら精度を上げて、いいものにしていきたいというふうに考えております。

○農村振興局長 関連して、耕作放棄地と荒廃農地についてご指摘がございました。耕作放棄地は従前ご説明いたしましたけれども、昭和50年から農林業センサスで5年毎に把握している農家の主観ベースの数値であるということ、一方で荒廃農地は平成20年から市町村農業委員会の現地調査によって毎年把握している客観ベースの数値であるというそれぞれの違いがございます。今回の基本計画において農地面積を見通す、あるいは食料自給率目標、食料自給力、そういったことを考える上での基礎となる農地ということ把握する場合には、客観的なデータということ考えてまいりますので、荒廃農地ということ基本にすることとしたいと考えておりまして、この旨、何らかの形でお示しするなど混乱が生じないように工夫してまいりたいと考えております。

○農林水産技術会議事務局長 技術会議事務局でございます。山口委員から研究開発のコミュニケーションにつきましてご指摘がございました。ご指摘のとおり新規性や革新性が高い技術につきましては、研究開発の推進と同時に関係者、国民一般との双方向のコミュニケーションが重要であると認識しております。

前回ご説明いたしましたが、この食料・農業・農村基本計画と軌を一にして策定することを予定しております農林水産研究基本計画におきましても、例えば一般市民向けの各種シンポジウムの開催でございまして、あるいはサイエンスカフェや日本科学未来館等が主催する学習講座などに研究者を派遣させていただくとか、メディアへの各種PRや研究開発の状況などを開示していくというアウトリーチ活動を強化していくといったことを検討しております。

○環境政策課長 環境政策課でございます。

香高委員から1ページ目の世界の食料需給等の見通しとグローバル化の進展のところで、気候変動の影響は我が国でも既に顕在化している可能性という表現について、もう可能性ではないのではないかというご指摘でございました。正確に言いますと、この気候変動の影響については可能性と確信度という2つの尺度で、高い、低いと、表現するものですから、こういうような書き方をしておりますが、正しく、読む方にインパクト、伝えたいことが分かるような形でどういう表現が適切か今後検討したいと思っております。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、お二人からご発言いただけますでしょうか。それでは、松本委員。

○松本委員 ちょっと遅参いたしました失礼いたしました。二、三ちょっとこの骨子を見させていただきまして、思い付くままに気が付いたことを申し上げたいと思っております。

1点目は、骨子案の11ページに先ほどから出ておりますけれども、中間管理機構関連でありますね。再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定等推進というような記述になっておるんでありますけれども、いろいろお聞きしますと、このシステムが動き出して1年になると、実態的には半年かもしれないけれども、いろいろお聞きしますと、実際には扱ってもらえないケースが多いというような話、端的に言いますと、条件不利がありまして、なかなか現実と理想はそう簡単じゃないということだと思っております。現場で耳を傾けますと、率直なそういうお声を聞きます。

また、一方で借り手の希望は多いけれども、条件の良い農地を出し手が少ないということでミスマッチと申しますか、端的に言いますと中間管理機構そのものの皆さん方も大変苦心しておられるという嘆きと申しますか、ご苦勞を聞きます。こうしたミスマッチを少しでも改善する工夫と申しますか、運用面とか、まだスタートしたばかりでありますけれども、大変勞力をかけて頑張っておられます。やっぱり持続的な制度、仕組みという意味で、じっくりと現場のご苦勞に耳を傾けて、どういうふうな改善点であるとか、そういうものの方向性を示すべきではないかという感じがいたします。これが1つ。

それから、最後のページに施策の推進体制という記述がありますけれども、農業生産現場でどういうふうな農政の推進体制、県だとか市町村なんかになるんでありますけれども、一昨年でしたかね、農業白書にも数値が出ていたかもしれないけれども、基本法が制定された当時に比べまして、行政の施策の推進体制、言いにくいんですが、大変力量が低下している。市町村合併をやりまして、ちょっと定かな数字じゃありませんが、確か

農業白書だったと思いますが、農林水産以外の一般行政の市町村段階の職員さんは、やっぱり地方行政の合理化ということで進んでおるんですけれども、15%ぐらいのカットですね、合理化ですね。そのための推進予算は、財政はむしろ増やしておると。一方の農林水産が大変業界として縮小しておると、生産が8兆円とかに減っているということの裏腹かもしれませんが、農林水産行政のところを見ますと、推進の職員体制は3割減っておる。予算といいますか、そういう面で行きますと、もう6割以下になっちゃっているという現実があって、いくらきれいごとを言っても現場に施策が浸透するというような時に、これはもうなかなか容易じゃない。そういうことをやっぱり認めた上で、どう基本計画を実あらしめるかという観点でやっぱり進めていかなきゃいかんじゃないかという思いであります。

市町村の現場でのこうした脆弱化した行政推進体制をこれ戻すというのはなかなか大変であります。それを少しでもどのように下支えするのか、サポートをするのかという知恵を出さなければいかんじゃないかと。いくらこの口頭で施策のいいことを言っても、現場が全然遠い、何か宇宙の話だなというようなことであれば何の意味もないわけでありまして、そこをどうつなげるかということについてももう少し腐心をしなきゃいけないのではないかということが2つ目です。

関連しますけれども、総じてやはり施策推進のためには、大変一番難しい話なんですけれども、そのための財政予算をどう持続的に確保するかということ、そこに尽きるのかもしれないですね。先だって飼料米のことについても触れましたけれども、品目別の生産目標数量等の設定という場合に、やはり10年間目標といいますけれども、やっぱり現実はいろいろあるわけでありまして、やっぱり予算取りとか、といってもこれはなかなかとれないので、農林予算全体の中でどのような整合性を持った見通しを立てて施策を持つのかという大変一番難しいところだと思いますけれどもポイントだと思います。やってみなければ、振り返ってみたら何もなかったというこの繰り返しは、やっぱり悲しいんじゃないかというふうに思います。

以上、3点。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

それでは、生源寺委員、お願いいたします。

○生源寺委員 骨子の段階ですので、余り細かなお話も避けた方がいいという気もしておりますし、それから、新しい論点を加えるということも余りよくないと思いますけれども、

多少そういう形になるかもしれないということを前置き申し上げて少し発言いたしたいと思います。

山内委員あるいは市川委員もあったかと思いますがけれども、やはり評価という話がありました。企画部会の特徴は、前半かなり評価をしたということでもありますので、これは先ほど政策課長が書きぶりをいろいろ工夫されるということでしたので、よろしくお願ひしますということなんですけれども、例えば食料自給率の目標というのは非常に具体的なものについての評価があったわけですね。あるいはもう少し政策のフレームという意味では、政策の安定性というような指摘もあったわけですね。恐らくもう少し具体的なもの、それから、政策の在り方両面で評価があったかと思いますが、これ非常に難しいと思いますけれども、最初の部分で頭出しのようなことをしておいて、具体的に論じるべきものについては、そのところで論じるというか、そういう形で読みやすい形あるいは理解していただくことができるようなこともあるのかなというふうに思いました。

それから、今ちょっと申し上げました安定性ということについて、これは骨子の段階ですから、今冒頭申し上げたように言葉遣い等について余りこの段階で申し上げることはどうかと思いますけれども、ちょっとやはり気になったのは、2ページの施策の安定性の確保についての(1)の書きぶりなんですけれども、施策の安定性ではなく施策の方向の安定性というやや幅のあるような表現になっていまして、その下2行いきますと、施策の基本的な方向の安定性というふうになっているわけですね。これは穿った見方をしますと、何か逃げを打っているような気がしないでもないわけでありまして、この辺はもうずばり施策の安定性と言え、それで済むことではないかと、こういう印象を持ちました。その他にも多少言葉遣いで気になるところもないわけではございませんでしたけれども、この段階で申し上げることは控えて、さらに具体的な案が出てきたところで指摘させていただきたいというふうに思っております。

それから、もう一点ですけれども、余り明示的に議論はされなかったかもしれませんが、制度政策の体系性といいますか整合性の問題がやはり課題としてあるのかなという気がいたします。先ほど農村振興局長の方から多面的機能あるいは中山間についてのお話がありました。法律として1つにまとまっているということで、これについては以前私も多少この場で発言したことがありますので、ここで繰り返すことはいたしませんけれども、法律は法律としてやはりもう少し大きなフレームの中で多面的機能なり、あるいは中山間の施策の位置付けなりを整理しておくことも必要かなと思います。

この点はここまでにしておきたいと思えますけれども、もう一つ、今は法律の段階になったものについても多少問題があるというふうに感じられるということを申し上げたんですけれども、10ページのところにこれは先ほど女性の活躍の文脈で少し発言のあったところでもありますけれども、ここの部分につきまして、やはり私自身少し発言せざるを得ないなというふうに感じております。それは、これまでの企画部会での資料では担い手という表現あるいは認定農業者あるいは認定新規就農者、こういった言葉は頻繁に使われておりましたけれども、人・農地プランについては資料の中では細かなものは除くと、余り強調されていなかったような気がするんですけれども、今回、人・農地プランというのが何か所か出てくるわけでありまして、

それから、震災に関連するところでは、確か中心となる農業経営体という表現、これは人・農地プランの被災地版の中での用語だと思いますけれども、出てくるということがありますので、ちょっと申し上げたいんですけれども、細かな話になって恐縮でありますけれども、認定農業者制度、93年の法律に基づいて存在しているわけでありまして。にも関わらず人・農地プランで中心となる経営体を徹底的な話し合いを通じてリストアップすることになっているわけであり、かつここに農地を集積すると。けれども、経営基盤強化促進法の第1条には、認定農業者に農地を集積するということが書かれているわけですね。

ですから、これは法律がある、そこに予算措置、人・農地プランの場合は予算措置という形で制度ができているわけですが、これが実は完全に重なっていけばそれほど問題はないかと思えますけれども、ずれが生じ得る構図になっているわけですね。だから、今どうしろということを私は申し上げるつもりはありません。実は基本計画の中には、前回の基本計画は余りにも「検討する」という表現が多過ぎたので、これはいかがなものかと思えますけれども、今後政策の在り方について検討、検証すると、こういう文言を盛り込むことができるはずなんです。今日の骨子の中にも土地改良制度について検討、検証するということが書かれているわけでありまして。その意味では、この人・農地プランなり、表現はなかなか難しいかもしれませんが、93年の法律に基づく認定農業者制度、この関係をどう整理していくのかと。多分これ一番困っておられる、あるいは困った経験があるのは現場の方だろうというふうに思いますので、この辺りはやはりもう少し、これ実は安定性にもつながる論点という意味で、少し何らかの形で盛り込んでいただければありがたいなというふうに思っております。

もう一つ、今人・農地プランと認定農業者制度の関係について申し上げましたけれども、認定農業者制度自体の開始が93年ですので、もう20年たっているわけですね。確か震災の直前に前の政権の下で制度の見直しというか、そういった議論があったやに聞いております。その結果がどうなったかということについて私は十分承知しておりませんが、この場でもいつだったか記憶は曖昧でありますけれども、近藤委員が法人の場合に、複数の市町村にまたがった活躍しているようなものがあるんだけれども、これと認定農業者の関係をどう整理したらいいのかと、確かこういう発言があったかと思えます。あるいは今、松本委員から市町村の農林行政の体制が残念ながら非常に脆弱化しているというようなご発言もありました。そういう中で制度発足以来20年たったこの認定農業者制度そのものの在り方について、やはりもう少し考えていく必要があるんじゃないかと。まさに土地改良制度について検証、検討というふうに書いたのとある意味では同じようなレベルの話になるかもしれませんが、そういったこともあっていいのかなというふうに思います。

それから、認定農業者制度につきましては、これはこの基本計画の論点と少し別になるかもしれませんが、公庫資金の融資を受けられるとか、あるいは農地の集積の対象になるという意味では、制度政策のバックアップを受ける存在であります。認定農業者制度そのものを私は非常に評価すべき制度だと思えますけれども、この認定農業者になっておられる方あるいはなっている法人、これはどういう農業経営であるかというような情報をもう少しやはり国民の皆さんに開示することも必要ではないかと。それなりの政策的な支援を受ける以上、それがどういう農業経営者であるかということ、国民の皆さんも、これならばやっぱりきちんとサポートしようということをお納得していただけるようなものであるべきですし、そのためのやはり情報の開示ということも今後求められていくのではないかとこのように思っております。

まだちょこちょこあるんですけども、時間もありませんので、以上にさせていただきます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

予定の時間が来たんですけども、ごく簡単に事務局の方からご回答いただけないでしょうか。

○政策課長 松本委員から施策の推進体制、市町村の体制が脆弱化しているのではないかとこのようにお話をいただきました。そのような認識を伺うことも多いわけでありまして、どう

いうことができるのかということについても考えていきたいと思えます。

生源寺委員から施策の安定性のところの記述についてコメントいただきましたので、これは事務局で検討させていただきます。

○経営局審議官 松本委員から中間管理機構の事業について、なかなか現場でうまくいっていないところがあるんじゃないかというお話がございました。その原因がどこにあるのか、まさに現場の皆さんの苦労とかそういったものをもう少し我々も聞いて回ったり、実際に制度に問題があるのか実務に問題があるのか、それとも農家の意識に問題があるのかというふうなことを考えていきたいと思っております。受け手といいますか、借りる方は公募で集めることができるわけなんですけど、出す方を公募したからといって出てくるものではないわけでございます。今、生源寺先生からもコメントがありましたが、人・農地プランで話し合いをする中で、貸す方、貸し手の方の気持ち、あと何年したら土地を出していいよというのが段々浮かび上がってきて、それで面的にまとまった形での貸し手になっていくと、そういうことを期待しているところでございます。そこについては機構があるからといってできるわけじゃなくて、人・農地プランの活用、運動というのを現場感覚で、これは農業委員会や農協も入った形でやっていかなきゃいけないんじゃないかというふうに思っております。その辺も含めて今後検討していきたいと思えます。

あと、生源寺先生の方から担い手の定義の問題がございました。認定農業者という法律の制度がありながら、中心経営体という考え方がなぜ出てきたのかということでございます。これは話せば長くなりますので、先生と個別にちょっとお話させていただきたいと思えます。

○中嶋部会長 ありがとうございます。

今日はまず骨子（案）をたたき台にしながら委員の皆さんのご意見、それから、考え方をいろいろ伺いました。部会長としてもかなり重く受けとめなければいけない問題もいくつかあったと認識しております。最終的な打ち出し方というのも非常に重要で、何度もこの会議でコミュニケーションの重要性をいろいろ指摘されているところでございますので、何を伝えるべきなのか、どういう形で伝えるべきなのかというのは今日いただいたご意見をじっくり受けとめながら考えたいと思えます。例えば資料1も多分これから頻繁に使われるものでありますので、これについても精査すべきであると今日は認識いたしました。

次回は原案が出るということでございます。その中に出るかどうかわからないんですが、前書きもそこには含まれてくるわけでございます。メッセージ、この基本計画では何を

目指すのかということも、その部分も含めて全体をじっくり見て、そして、ご提案することになるのではないかなと思っております。

今日は本当に貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。まだ述べ足りない部分もあるかと存じますし、それから、本日は出席する方が少なかったということもございますので、事務局の方では皆様のご意見をもう一度伺うようにしていただければと思っております。

それでは、最後に事務局から何かあればお願いいたします。

○政策課長 次回の企画部会の具体的な日程につきましては後日ご案内申し上げますことといたしますので、よろしくお願いいたします。

○中嶋部会長 それでは、本日の食料・農業・農村政策審議会企画部会はこれにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

16時35分 閉会